

社保審部会

障害者GHに新類型

厚労省案に懸念の声も

厚生労働省は5日、障害福祉サービスの

のグループホーム（GH）に地域移行を目的とした新しい類型を設ける考えを社会保障審議会障害者部会（座長＝菊池馨実・早稲田大教授）に示した。

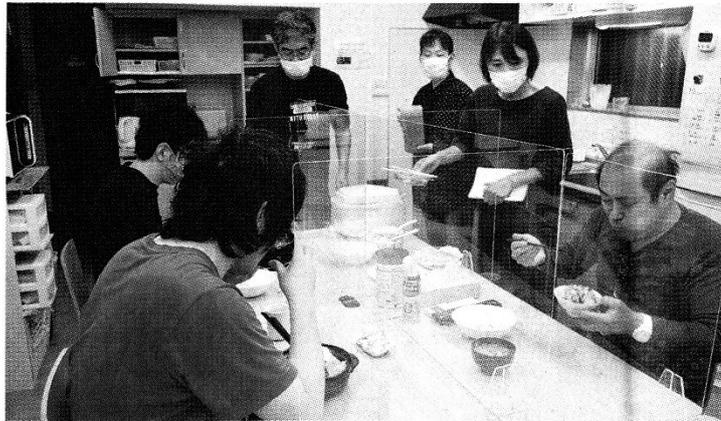
GHからアパートなどの1人暮らしに移ることを一定期間集中的に支え、退去後の生活も見守る職員として社会福祉士か精神保健福祉士を上乘せて配置する。

これに対し、委員の間では賛成意見よりも懸念の声が上回った。厚労省は法改正に向けて年内に報告書をまとめたが、考えだが、再考を迫られた形だ。（福田敏克）

新類型は入居期限の者像も年齢や障害支援ある「通過型」という区分など一律の基準で位置付けた。今のGH決めることはせず、本人の希望で選べるようにする。

それでも多くの委員が懸念を示した理由は主に二つある。

一つ目は、利用者が頻繁に入れ替わるため、安定的な経営が難しいという点だ。現行の3類型の人員配置を厚くして「地域移行」



「ホームとらむ」での夕食会。入居から3年以内に1人暮らしに移る人がほとんどだ

の機能を強化すれば、新類型を設けなくて済むという意見も複数の委員から上がった。

都の通過型がモデル

二つ目は、GH退去後の1人暮らしがうまくいかなかったり、高齢になったりした場合の不安だ。「ライフス」びつける東京都独自の

「通過型GH」をモデルとした。期限を定め「滞在型GH」との違いは、専門職の配置と都の独自の障害報酬加算があることだ。

それでも1人暮らしへの移行と退去後の支援は容易ではなく、障害福祉サービスの「自立生活援助」の指定を受けて、退去後の暮らし（原則1年間）も支える通過型GHはごくわずかだ。

その一つ、精神障害者の暮らし「ホームとらむ」（荒川区）は定員7人に対し、職員は常勤2人、非常勤1人。退去者にはおおむね週1回程度は電話や訪問で対応する。自立生活

援助の指定を受ける前から、独自に退去後の支援をしてきた。

管理者の市村由美さんは「GHではゴミ出しができていたのに、1人暮らしになるとできないといったことはよくある。退去後のア

セスマントが重要だが、GHも自立生活援助も報酬が低い。職員3人では十分に手が回らない」と話す。

「とらむ」の場合、GH利用者の7～8割は1人暮らしに結びつき、そのほとんどが自立

自立生活援助を利用するが、生活の安定には時間がかかるという。

「職員が継続してかわれるような報酬の裏付けがないと、自立生活援助も担うGHは増えないのでは」と市村さんはみている。